

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月22日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第26号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年岩手県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	35,000
1年以上2年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	33,000
2年以上3年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	31,000
3年以上4年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	29,000
4年以上5年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	27,000
5年以上6年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	25,000
6年以上7年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	48,500	23,000
7年以上8年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	46,700	21,000
8年以上9年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	44,900	19,000
9年以上10年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	43,100	17,000
10年以上11年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	41,300	15,000
11年以上12年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	39,500	13,000
12年以上13年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	37,700	11,000
13年以上14年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	35,900	9,000
14年以上15年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	34,500	7,000
15年以上16年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	33,100	
16年以上17年未満	407,800	362,700	303,700	247,200	182,100	31,700	
17年以上18年未満	403,400	358,700	300,400	244,600	180,500	30,300	
18年以上19年未満	399,000	354,700	297,100	242,000	178,900	28,900	
19年以上20年未満	394,600	350,700	293,800	239,400	177,300	27,500	
20年以上21年未満	390,200	346,700	290,500	236,800	175,700	26,100	
21年以上22年未満	370,800	329,800	276,700	224,800	166,500	25,500	
22年以上23年未満	351,000	312,600	262,700	212,900	156,700	24,900	
23年以上24年未満	331,700	295,900	249,200	200,900	147,600	23,900	
24年以上25年未満	312,300	279,000	235,300	189,100	137,900	23,300	
25年以上26年未満	292,800	262,100	221,600	177,300	128,700	22,700	
26年以上27年未満	270,100	241,300	204,000	162,900	117,700	22,100	
27年以上28年未満	247,900	220,900	186,900	148,600	107,300	21,500	
28年以上29年未満	225,500	200,500	169,600	134,300	97,000	20,700	

29年以上30年未満	202,700	179,700	152,000	120,000	86,000	20,400
30年以上31年未満	177,900	157,800	134,000	105,000	75,400	20,000
31年以上32年未満	153,000	135,900	115,700	90,200	64,300	19,400
32年以上33年未満	128,400	114,200	97,800	75,000	53,900	18,500
33年以上34年未満	90,300	82,300	71,800	55,900	39,700	17,600
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900

備考1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。

2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。

3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。